

令和 7 年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）
（重点支援地方交付金活用事業） 補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格上昇に耐え得る経済社会を実現するため、エネルギー価格の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた家電等への買い換えや自家消費型太陽光発電設備、家庭用蓄電池並びに電気自動車及びプラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）に充電が可能な充電設備の設置を行う市民に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民生活におけるエネルギーコストの家計負担の軽減を図り、もって本市の温室効果ガス排出量の削減に資することを目的とする。

（補助事業）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第 1 の種別の欄に掲げる家電及び設備等（以下「補助対象家電等」という。）の設置を行う事業であって、同表に定める対象要件の全てを満たすものとする。

2 補助対象家電等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 新品であるもの
- （2） 市内に本店又は支店を有する店舗又は事業所において購入するもの（インターネット販売で購入するものを除く。）
- （3） 令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに購入し、設置が完了するもの

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 補助金の交付の申請時点において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、青森市の住民基本台帳に記録されており、かつ、居住していること。
- （2） 補助金の交付の申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- （3） 本人及び本人と同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）が、この補助金の交付の申請に係る補助対象家電等に係る別表第 1 の区分欄に掲げる区分において、この補助金の交付の決定を受けていないこと。
- （4） 本人等が、この補助金の交付の申請に係る補助対象家電等について、別表第 1 の各種別において、この補助金以外に、国の補助金又は他の地方公共団体、団体及び企業等が実施する国費が充当されている補助金等の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないこと。
- （5） 本人等が、青森市暴力団排除条例（平成 2 3 年青森市条例第 3 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、補助対象家電等の1種別当たり1台（太陽光発電設備及び電気自動車等充電設備にあつては、1基）までとし、別表第2の区分の欄に掲げる区分ごとに1世帯につき1回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和7年1月28日までに、令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金交付申請書に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、別表第3に掲げる書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金不交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 補助対象者は、前条第2項の規定による通知の日以後でなければ、補助事業に係る契約の締結又は工事の着工をすることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（申請の取下げの期日）

第8条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（事業内容の変更及び廃止）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金変更（廃止）承認申請書を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その結果を令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金変更（廃止）承認（不承認）通知書により補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）完了実績報告書に、別表第4に掲げる書

類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第13条 補助申請者及び補助事業者は、第5条及び第9条の規定による申請並びに第10条の規定による実績報告書の提出について、補助対象家電等を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段より第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

(補助金の交付の条件)

第14条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助対象家電等を善良なる管理者の注意をもって管理し、当該補助対象家電等を設置した住宅において使用すること。

(2) 次条に定める期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により補助対象家電等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金損傷（滅失）届出書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第15条 規則第18条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象家電等とする。

2 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ令和7年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金処分承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の返還をしなければならない。

(協力の要請)

第16条 市長は、補助事業者に対して、補助対象家電等の使用等に関する調査等への協力を求めることができる。

(様式)

第17条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年5月16日から実施する。

別表第1（第2条・第3条関係）

補助対象家電等

区分	種別	対象要件
1 省エネ家電等	エアコン	(1) 既設の家電等から同じ用途の補助対象家電等買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) 日本産業規格電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JIS C9901」という。）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上のエアコン
	電気冷蔵庫	(1) 既設の家電等から同種の補助対象家電等買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) JIS C9901（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の電気冷蔵庫
	給湯器	(1) 既設の家電等から同じ用途の補助対象家電等買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) JIS C9901（目標年度2025年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上のエコキュート、ガス温水機器及び石油温水機器
2 太陽光発電設備・蓄電池	太陽光発電設備	(1) 市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に設置する太陽光発電設備であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（専らFIT制度又はFIP制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して事業を実施すること。 (5) 当該太陽光発電設備により発電する電力量の30%以上を、当該太陽光発電設備を設置する住宅の敷地内で消費するものであること。 (6) 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。
	家庭用蓄電池	(1) 市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に新たに設置する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。ただし、既存の太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得していないものであり、かつ、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (2) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

		(4) 毎月の蓄電量や電気使用量が確認できる設備であること。 (5) 家庭用蓄電池（蓄電池容量が20kWh以下）であって、14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。
3 電気自動車等充電設備	電気自動車等充電設備	(1) 市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に設置する電気自動車等充電設備であること（リースにより導入されるものを除く。）。 (2) 電気自動車等を充電するための普通充電設備、急速充電設備であって、補助金の交付を申請する日時点において、一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備であること。 (3) 工事を伴う充電設備であること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費及び補助金の額

区分	種別	補助対象経費	補助金の額
1 省エネ家電等	エアコン	補助対象家電等の購入に要する経費（設置に係る工賃、配送に係る経費、既設の家電等の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と3万円を比較していずれか低い額
	電気冷蔵庫		
	給湯器		
2 太陽光発電設備・蓄電池	太陽光発電設備	補助対象家電等の購入及び設置に要する経費（配送に係る経費、既設の設備等の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）。ただし、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としない。	補助対象出力※1に1kW当たり7万円を乗じて得た額 （1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と35万円を比較していずれか低い額 ※1「補助対象出力」とは、太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値（kW表示における小数点第2位未満の端数は切り捨て）をいう。 ※2 補助対象経費の額が、補助対象出力に1kW当たり7万円を乗じて得た額に満たない場合は、補助対象外とする。
	家庭用蓄電池		補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と40万円を比較していずれか低い額

3 電気自動車等充電設備	電気自動車等充電設備	補助対象家電等の購入及び設置に要する経費（配送に係る経費、既設の設備等の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）。ただし、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としない。	補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と5万円を比較していずれか低い額
-----------------	------------	--	---

別表第3（第5条関係）

交付申請書の添付書類

区分	種別	交付申請書の添付書類
1 省エネ家電等	エアコン	(1) 補助対象家電等の見積書の写し（宛名、品名、機種名（型番を含む。）、本体価格（付属品等の価格を含む。）、購入予定店舗名等の記載があるもの）
	電気冷蔵庫	(2) 買い換え前の家電等及び購入する補助対象家電等の設置場所がわかる写真
	給湯器	(3) 住民票（世帯の全員の記載があるもの） (4) 補助申請者の市税に係る完納証明書 (5) その他市長が必要と認める書類
2 太陽光発電設備・蓄電池	太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備・蓄電池設置計画書 (2) 補助対象家電等のメーカー名、型式（型番・品番）、出力・容量等を確認できる書類（カタログの写し等） (3) 補助対象経費に係る見積書の写し及びその内訳を確認できる書類
	家庭用蓄電池	(4) 既存住宅の場合は設置場所を確認できる平面図又は写真、新築中又は新築予定の場合は設置場所の住宅の所在地を確認できる位置図 (5) 住民票（世帯の全員の記載があるもの） (6) 補助申請者の市税に係る完納証明書 (7) その他市長が必要と認める書類
3 電気自動車等充電設備	電気自動車等充電設備	(1) 補助対象家電等のメーカー名、型式（型番・品番）、形状、規格、性能等を確認できる書類（カタログの写し等） (2) 補助対象経費に係る見積書の写し及びその内訳を確認できる書類 (3) 既存住宅の場合は設置場所を確認できる平面図又は写真、新築中又は新築予定の場合は設置場所の住宅の所在地を確認できる位置図 (4) 住民票（世帯の全員の記載があるもの） (5) 補助申請者の市税に係る完納証明書 (6) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第10条関係）

実績報告書の添付書類

区分	種別	実績報告書の添付書類
1 省 エネ家電等	エアコン	(1) 領収書及びその内容が分かる書類の写し (2) 補助事業の完了が確認できる写真（補助事業の実施前後の比較ができるもの） (3) メーカー保証書の写し (4) 家電等リサイクル券排出者控えの写し（エアコン及び電気冷蔵庫を購入した場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類
	電気冷蔵庫	
	給湯器	
2 太陽光発電設備 ・蓄電池	太陽光発電設備	(1) 領収書及びその内容が分かる書類の写し (2) 補助事業の完了が確認できる写真（補助対象家電等の設置状況を確認できる写真） (3) メーカー保証書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
	家庭用蓄電池	
3 電気自動車等充電設備	電気自動車等充電設備	(1) 領収書及びその内容が分かる書類の写し (2) 補助事業の完了が確認できる写真（補助対象家電等の設置状況を確認できる写真） (3) メーカー保証書の写し (4) その他市長が必要と認める書類